

意見書案第4号

憲法違反の武器の大量購入をやめることを求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成31年3月20日提出

提出者	中間市議会議員	田口澄雄
賛成者	〃	柴田芳信
〃	〃	田中多輝子

憲法違反の武器の大量購入をやめることを求める意見書

防衛省は、2019年度から2023年度の「中期防衛力整備計画」に基づき、米国の最新鋭ステルス戦闘機F35を105機追加購入し、すでに購入済みの42機と合わせて147機体制を構築する計画です。

その結果、購入費だけで1兆7052億円の負担となり、それに維持費を加えますと、その総額は6兆2千億円にもなります。

この購入は、米国国内法FMS（有償軍事援助）に基づくものであり、代金は前払いのうえ、すべて米国の言いなりの条件で、しかも契約後の価格上昇もあり、青天井の負担となりかねません。

また、購入予定のF35Bは、すでに購入済みのF35Aより高価格の上、昨年9月には、米南部で墜落事故を起こし、一時全機が飛行中止となった欠陥機であり、他の戦闘機の寿命が30年程度に対し、僅か10年の寿命しかない超高価な代物です。その上、昨年の米国の年次報告書でも992件の欠陥が指摘されていますが、未解決のまま推移しています。

これらF35ステルス戦闘機は、敵のレーダーにかかることがないことから、射程500キロメートルの長距離巡航ミサイルを搭載した、先制攻撃を目的とした戦闘機です。

防衛省では、この戦闘機を「いずも型護衛艦」を空母に改修したうえで搭載する計画であり、来年度予算には、その調査費として7000万円が組み込まれています。

これらの航空機や空母は、専守防衛ということから、今までの憲法解釈では持てないとされてきたものです。その金額もさることながら、これらの戦闘機や空母型護衛艦の配備を、米国に言われるがままに推し進めようとするのは、我が国の主権と平和と安全にとって重大な危機です。

政府は、即刻これら戦闘機の大量購入と「いずも型護衛艦」の空母への改修をやめることを求めて、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

平成31年3月20日

中 間 市 議 会

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 伊達 忠一 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
防衛大臣 岩屋 毅 様